



## a データ作成年月日

各実施機関からの情報の提供日と「ねんきん定期便」に何月までの情報が掲載されているかをお知らせしています。

## b 最近の月別状況

直近13か月分の国民年金及び厚生年金の保険料納付状況を表示しています。

### 《国民年金第1号・第3号納付状況》欄

| 表示    | 説明  |
|-------|---|
| 納付済   | 保険料を納めた期間（保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む）                          |
| 未納    | 保険料を納めていない期間（又は、「ねんきん定期便」作成時点で納付が確認されていない期間）                |
| 3号    | 第3号被保険者期間   |
| 全額免除  | 保険料が全額免除の期間   |
| 半額免除  | 保険料が半額免除され、残りの半分を納めた期間                                      |
| 半額未納  | 保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間                                 |
| 3/4免除 | 保険料が3/4免除され、残りの1/4を納めた期間                                    |
| 3/4未納 | 保険料が3/4免除されたが、残りの1/4を納めていない期間                               |
| 1/4免除 | 保険料が1/4免除され、残りの3/4を納めた期間                                    |
| 1/4未納 | 保険料が1/4免除されたが、残りの3/4を納めていない期間                               |
| 学特等   | 学生納付特例又は納付猶予が認められた期間  |
| 付加    | 付加保険料を納めた期間   |
| 合算    | 国民年金任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間<br>(参考情報であり、年金請求時に書類による確認が必要です。) |

### 《厚生年金保険》欄

- ・加入区分（厚年）：厚生年金保険  
（船員）：船員保険  
（公共）：公務員共済制度（国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合）  
（私学）：私立学校職員共済制度
- ・保険料納付額は被保険者の負担分のみを表示しています。  
\*折半する際の1円未満の端数は、「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。
- ・私学共済厚生年金（私学共済）に加入中の保険料は、都道府県補助金や軽減保険料率は反映されていないため、実際の納付額とは異なります。
- ・産前産後休業期間及び育児休業期間で、事業主からの届け出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「0」と表示しています。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届け出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「のみなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はのみなし措置前の標準報酬月額を基に計算した保険料納付額を表示しています。

## c 1.これまでの保険料納付額（累計額）

### ＜国民年金保険料＞欄

- ◆以下の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。
- ・付加保険料納付済期間は、付加保険料納付額を含めて計算しています。
- ・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料を基に計算しています。
- ・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
- ・国民年金保険料の一部免除（半額免除、3/4免除及び1/4免除）期間は、免除後の残余の保険料を基に計算しています。

### ＜厚生年金保険料（被保険者負担額）＞欄

- ◆以下の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じて計算しています。

#### 各欄共通

- ・被保険者負担額のみを計算しています。  
※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めることになっています。  
被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬又は賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。  
※折半する際の1円未満の端数の取扱いは、お勤め先によって異なるため、この「ねんきん定期便」では、50銭以下の端数は切り捨て、50銭を超える端数は切り上げて計算しています。

#### 「一般厚生年金期間」欄

- ・育児休業期間及び産前産後休業期間で、事業主からの届け出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届け出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。
- ・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を計算しています。
- ・平成9年4月に厚生年金保険に統合された旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合の加入期間の保険料納付額は計算していません。
- ・平成14年4月に厚生年金保険に統合された旧農林漁業団体職員共済組合の加入期間の保険料納付額は計算していません。

#### 「公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）」欄

- ・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和61年4月以降の保険料納付額のみを計算しています。
- ・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年12月以降の保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員から地方公務員に転職されている場合又は地方公務員から国家公務員に転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。
- ・国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている期間の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。

#### 「私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）」欄

- ・育児休業期間及び産前産後休業期間で、事業主及び加入者からの届け出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。
- ・3歳未満の子の養育期間で、事業主からの届け出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。  
※養育特例とは  
子が3歳に達するまでの養育による勤務時間の短縮等に伴い標準報酬月額が低下した場合には、年金額の計算上、低下前の標準報酬月額とみなすこととされています。

## d 2.これまでの年金加入期間

これまでの年金加入期間の合計です。

### ＜国民年金（a）＞

- ・「第1号被保険者」欄  
保険料を納めている期間及び、保険料が免除された期間の月数です。未納月数は納付済み月数には含まれません。  
3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されています。
- ・「第3号被保険者」欄  
第3号被保険者の期間として登録されている月数です。  
※第3号被保険者とは、昭和61年4月以降の期間で厚生年金に加入している配偶者（第2号被保険者）に扶養されている（年収が130万円未満）20歳以上60歳未満の人を「第3号被保険者」といいます。  
第3号被保険者の国民年金保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険が一括して負担しているので、個別納付の必要はありません。

### ＜厚生年金（b）＞

- ・「公務員厚生年金」欄  
被用者年金制度一元化前（平成27年9月以前）の国家公務員・地方公務員期間も含まれます。
- ・「私学共済厚生年金」欄  
被用者年金制度一元化前（平成27年9月以前）の私学共済加入者期間も含まれます。

### ＜合算対象期間等（d）＞

- ・「合算対象期間」及び「特定期間」の合計月数を表示しています。
- ・「合算対象期間」は、国民年金に任意加入している期間のうち、保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。

## e お知らせ

お客様の状況に応じた年金に関する情報を個別に表示します。

## 年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

年金加入記録に「もれ」や「誤り」があると、正しい年金決定ができません。記録を確認してください。  
※国民年金の加入記録のうち、本人の収入超過や扶養する配偶者の退職等により、第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更手続きをすべきところ、その届け出が行われなかったため第3号被保険者のままとなっている期間を「3号不整合期間」といい、「保険料未納期間」として取り扱われます。ただし、「3号不整合期間」の記録を訂正した時点で、過去2年より前の期間は時効により国民年金保険料を納付できないため「時効消滅不整合期間」となりますが、「時効消滅不整合期間該当届」を提出することで「特定期間」として受給資格期間に算入されます。お心当たりのある人は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

## 老齢厚生年金の受給要件

下記の①～③の要件をすべて満たすことが必要です。

### ①保険料納付済期間及び保険料免除期間等の合計が10年以上あること

※合算対象期間等がある場合は年金請求時に書類による確認が必要となります。

### ②生年月日に応じた年齢に達していること

※下記の「年金の受給開始年齢」をご確認ください。

### ③厚生年金の被保険者期間（第1号～第4号厚生年金被保険者期間の合算）が1か月以上（65歳前の特別支給は1年以上）あること

## 年金の受給開始年齢

老齢厚生年金の受給開始年齢は生年月日（下記表参照）により定められています。

特別支給（65歳未満）の老齢厚生年金は、請求を遅らせても増額することはありません。年金請求の要件を満たしているにもかかわらず請求手続きをしないまま5年を経過すると、法律に基づき、5年を経過した分については時効により受け取れなくなります。

支給開始年齢を迎えている人で、年金請求をお忘れの方はお早めに請求手続きを行ってください。

65歳以降の老齢厚生年金は繰り下げて（遅く）受給を始める「支給繰下げ」制度があります。

「支給繰下げ」制度は1か月につき0.7%の増額で、最低12か月8.4%増額から、最高120か月で84%増額した年金を終身受給できます。ただし、在職中の老齢厚生年金は報酬及び賞与の額により一部停止になる場合、一部停止後の支給額に対して加算額を計算します。また、加給年金額は増額の対象にはなりません。なお、厚生年金・国民年金のどちらか一方だけを繰り下げることができます。

| 一般厚生年金男子・公務員厚生年金<br>私学共済厚生年金 | 一般厚生年金女子            | 支給開始年齢 |
|------------------------------|---------------------|--------|
| 生 年 月 日                      |                     |        |
| 昭和28年4月1日以前                  | 昭和33年4月1日以前         | 60歳    |
| 昭和28年4月2日～昭和30年4月1日          | 昭和33年4月2日～昭和35年4月1日 | 61歳    |
| 昭和30年4月2日～昭和32年4月1日          | 昭和35年4月2日～昭和37年4月1日 | 62歳    |
| 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日          | 昭和37年4月2日～昭和39年4月1日 | 63歳    |
| 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日          | 昭和39年4月2日～昭和41年4月1日 | 64歳    |
| 昭和36年4月2日以後                  | 昭和41年4月2日以後         | 65歳    |